

株 主 各 位

東京都中央区日本橋堀留町1丁目9番10号

株式会社 
取締役
社長執行役員 西 嶋 尚 生

第108期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

このたびの東日本大震災により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

さて、当社第108期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成23年6月16日(木曜日)午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成23年6月17日(金曜日)午前10時
2. 場 所 新潟県長岡市東蔵王1丁目1番1号 当社長岡工場会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 会議の目的事項
報 告 事 項 1. 第108期(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第108期(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 当社執行役員およびこれに準ずる使用人に対して、特に有利な条件により株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件
- 第6号議案 当社使用人および当社子会社の取締役に対して、特に有利な条件によりストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

以上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.tsugami.co.jp>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成22年4月1日から  
平成23年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当期におけるわが国経済は、中国等アジア新興国向け輸出に支えられ緩やかな回復基調でしたが、下半期からの円高定着による景気減速懸念に加え、最近の東日本大震災の影響と電力不足への懸念から先行きへの不透明感が強まってまいりました。

工作機械業界におきましても、中国等アジア新興国を中心に外需が順調に伸展し、内需も復調の兆しが出てきておりましたが、最近の状況から先行きへの懸念が出てまいりました。

このような状況の下で、当社グループは長年培った精密加工のノウハウを基に、中国等新興国のニーズおよび高度化するIT関連ニーズに応えるべく、精密工作機械を積極的に市場に提供してまいりました。

また、円高対応や価格競争力強化のため、中国工場の生産能力を増強する等、グループ全体で生産体制の見直し・効率化に努めてまいりました。

売上高は、前年同期比130.4%増の35,932百万円となりました。

国内は、前年同期比119.5%増の9,540百万円、輸出額は前年同期比134.6%増の26,392百万円となり、輸出比率は前年同期の72.1%から73.4%となりました。

機種別の売上高につきましては、主力の自動旋盤はHDDを含むIT関連向けの増加もあり、前年同期比155.5%増の29,925百万円となりました。研削盤は自動車部品関連などの回復で前年同期比130.1%増の2,295百万円となりました。マシニングセンタは前年同期比165.3%増の1,431百万円、転造盤・専用機は前年同期比12.0%減の1,614百万円となりました。

以上の結果、当期の損益につきましては、営業利益は3,732百万円(前年同期は84百万円)、経常利益は3,504百万円(同△117百万円)、当期純利益は2,837百万円(同△244百万円)となりました。

② 設備投資の状況

当年度中に取得した主要設備は次のとおりであります。

|                |             |
|----------------|-------------|
| 当社長岡工場         | 工作機械製造設備の増設 |
| 当社信州工場         | 工作機械製造設備の増設 |
| 津上精密机床(浙江)有限公司 | 工作機械製造設備の増設 |

上記等の投資総額は1,124百万円で、自己資金を充当いたしました。

③ 資金調達の状況

当年度中は、社債および新株式の発行による資金調達は実施しておりません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

(単位：百万円)

| 区 分                   | 第105期<br>平成19年度 | 第106期<br>平成20年度 | 第107期<br>平成21年度 | 第108期<br>平成22年度<br>(当連結会計年度) |
|-----------------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------------------|
| 売 上 高                 | 28,495          | 22,687          | 15,598          | 35,932                       |
| 経 常 利 益<br>(△は損失)     | 2,756           | 626             | △117            | 3,504                        |
| 当 期 純 利 益<br>(△は純損失)  | 1,629           | △873            | △244            | 2,837                        |
| 1株当たり当期純利益<br>(△は純損失) | 23.03円          | △12.88円         | △3.65円          | 42.72円                       |
| 総 資 産                 | 32,732          | 25,703          | 31,147          | 35,860                       |
| 純 資 産                 | 21,916          | 19,718          | 19,882          | 22,122                       |

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会 社 名                 | 資 本 金        | 当社の議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容                 |
|-----------------------|--------------|----------|-------------------------------|
| (株)ツガミマシナリー           | 60百万円        | 100.0%   | 工作機械の部品の販売および据付修理             |
| (株)ツガミ総合サービス          | 42           | 100.0    | 工場構内における建物ならびに設備の点検、保守、損保代理業務 |
| (株)ツガミプレジジョン          | 10           | 100.0    | 測定器・原器<br>工作機械の部品の製造販売        |
| 津上精密机床(浙江)<br>有 限 公 司 | 112百万<br>人民币 | 100.0    | 工作機械の製造販売                     |

#### (4) 対処すべき課題

##### (中長期的課題)

当社グループは、中長期的経営戦略として、以下の重点課題に対し積極的に取り組んでおります。

##### ①成長分野を狙った新製品の投入

今後、成長が期待される分野、例えば環境・省エネ対応が求められる自動車向け部品、更に高度化するHDD・デジカメ等IT分野・医療分野等に、お客様の要請に十分応えられる新製品の市場投入に全力で取り組んでまいります。

##### ②成長地域を狙った事業戦略

中長期的には設備投資意欲が旺盛な中国・東南アジア・インド等の市場への生産・販売・アフターサービス体制の更なる強化を図ってまいります。

また、スイスのトルノス社と工作機械の製造・販売事業において業務提携効果も引き続き着実に上がってきております。

##### ③経営の効率化と顧客満足度の向上

企業グループとしての総合力を高めるため、関係会社も含め営業・生産・管理体制の強化と高効率経営を図ってまいります。

また、引き続きお客様のニーズに合致した新製品の提供とサービスの充実に努め、常に顧客満足度の向上を目指し、お客様に信頼される経営に全力で取り組んでまいります。

以上のような活動と同時に環境保全やコンプライアンスなど、CSR活動にも積極的に取り組み、株主やお客様をはじめとする全てのステークホルダーの皆様に信頼される企業として、最大限の経営努力をしてまいります。

##### (当面の課題)

3月に発生した東日本大震災の影響により事業活動の先行きに対する不透明感が強まる状況において、震災の影響と電力不足が事業に及ぼす影響を最小化することに注力してまいります。

(5) 主要な事業内容（平成23年3月31日現在）

精密工作機械、精密工具の製造および販売

(6) 主要な営業所および工場（平成23年3月31日現在）

① 当社

| 名 称     | 所 在 地           |
|---------|-----------------|
| 本 社     | 東 京 都 中 央 区     |
| 営 業 所   | 東京、長岡、諏訪、名古屋、大阪 |
| 長 岡 工 場 | 新 潟 県 長 岡 市     |
| 信 州 工 場 | 長 野 県 佐 久 市     |
| 高 見 工 場 | 新 潟 県 長 岡 市     |
| 新 潟 工 場 | 新 潟 県 新 潟 市     |

② 子会社

| 名 称                   | 所 在 地         |
|-----------------------|---------------|
| ㈱ツガミマシナリー             | 神 奈 川 県 川 崎 市 |
| ㈱ツガミ総合サービス            | 新 潟 県 長 岡 市   |
| ㈱ツガミプレジジョン            | 東 京 都 中 央 区   |
| 津上精密机床（浙江）<br>有 限 公 司 | 中 国 浙 江 省     |

## (7) 使用人の状況（平成23年3月31日現在）

### ① 企業集団の使用人の状況

| 使用人数        | 前連結会計年度末比増減  |
|-------------|--------------|
| 899 (192) 名 | 329名増 (10名増) |

(注) 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。使用人数が前連結会計年度末に比べ329名増加したのは、津上精密机床（浙江）有限公司における臨時雇用者の雇用契約を当連結会計年度より変更したことによるものであります。

### ② 当社の使用人の状況

| 使用人数      | 前事業年度末比増減  | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|-----------|------------|-------|--------|
| 511(177)名 | 6名減(130名増) | 43.0歳 | 18.1年  |

(注) 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## (8) 主要な借入先の状況（平成23年3月31日現在）

| 借入先                 | 借入額           |
|---------------------|---------------|
| 株式会社三井住友銀行          | 500百万円        |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行       | 500百万円        |
| 株式会社みずほ銀行           | 500百万円        |
| 三井住友銀行（中国）有限公司      | 196百万円（15百万円） |
| 三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司   | 196百万円（15百万円） |
| みずほコーポレート銀行（中国）有限公司 | 196百万円（15百万円） |

## (9) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは今後とも、時代の変化に対応した開発投資を積極的に行い、競争力の一層の強化、経営の効率化に引き続き取り組むことにより、企業グループの総合力を高め、株主の皆様へ利益還元を図ることが基本と考えております。

従いまして、企業体質の強化を図るとともに、安定配当を確保すべくグループをあげて努力してまいります。

また、株主還元策の一環としての自己株式取得につきましては、機動的な資本政策の遂行を可能とすること等を目的として、その必要性、財務状況、株価動向等を総合的に判断いたしまして適切に対応してまいります。

平成23年3月期の利益配当金につきましては、当初予想どおり、1株につき中間配当金5円、期末配当金5円の年間10円といたしました。

また、平成24年3月期の利益配当金につきましては、1株につき中間配当金5円、期末配当金5円の年間10円とさせていただく予定であります。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成23年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 320,000,000株
- ② 発行済株式の総数 68,019,379株
- ③ 株主数 11,929名
- ④ 大株主（上位10名）

| 株主名                                                              | 持株数（千株） | 持株比率（%） |
|------------------------------------------------------------------|---------|---------|
| みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 東京精密口<br>再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社              | 4,592   | 6.97    |
| モルガンスタンレーアンドカンパニーインク（常任代理人<br>モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社）             | 3,517   | 5.33    |
| ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーレギ<br>ュラーアカウント（常任代理人 ゴールドマン・サッ<br>クス証券株式会社） | 2,379   | 3.61    |
| 第一生命保険株式会社                                                       | 2,100   | 3.18    |
| 株式会社森精機製作所                                                       | 2,000   | 3.03    |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託<br>口）                                    | 1,908   | 2.89    |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）                                          | 1,765   | 2.67    |
| 株式会社三井住友銀行                                                       | 1,516   | 2.30    |
| 株式会社北越銀行                                                         | 1,484   | 2.25    |
| ツガミ取引先持株会                                                        | 1,221   | 1.85    |

（注） 1. 持株比率は自己株式を控除して計算しており、小数点第3位以下を切り捨てて表示しています。

2. みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 東京精密口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社の持株数4,592千株は、株式会社東京精密が同行に委託した退職給付信託の信託財産であり、その議決権行使の指図権は株式会社東京精密が留保しております。また、当社は株式会社東京精密の株式1,033千株（出資比率2.50%）を所有しております。

3. 当社は、自己株式を2,140千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

## (2) 新株予約権等の状況

### ① 役員が保有している新株予約権の状況（平成23年3月31日現在）

|                     |                   |                                                                            |                                                                            |
|---------------------|-------------------|----------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 発行決議の日              |                   | 平成17年6月24日                                                                 | 平成18年6月23日                                                                 |
| 新株予約権の数             |                   | 109個                                                                       | 45個                                                                        |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数  |                   | 普通株式 109,000株<br>(新株予約権1個当たり1,000株)                                        | 普通株式 45,000株<br>(新株予約権1個当たり1,000株)                                         |
| 新株予約権の発行価額          |                   | 無償                                                                         | 608円                                                                       |
| 新株予約権の行使時の払込金額      |                   | 1株当たり1円                                                                    | 1株当たり1円                                                                    |
| 新株予約権の行使期間          |                   | 平成17年7月1日から<br>平成37年6月30日まで                                                | 平成18年7月21日から<br>平成38年7月20日まで                                               |
| 新株予約権の行使の条件         |                   | 各新株予約権の一部行使はできないものとする。<br>その他の権利行使の条件は、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。 | 各新株予約権の一部行使はできないものとする。<br>その他の権利行使の条件は、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。 |
| 役員<br>の<br>保有<br>状況 | 取締役<br>(社外取締役を除く) | 保有者数 3名<br>保有数 68個<br>目的である株式の数 68,000株                                    | 保有者数 2名<br>保有数 34個<br>目的である株式の数 34,000株                                    |
|                     | 社外取締役             | 保有者数 1名<br>保有数 1個<br>目的である株式の数 1株                                          | 保有者数 1名<br>保有数 1個<br>目的である株式の数 1株                                          |
|                     | 監査役               | 保有者数 1名<br>保有数 17個<br>目的である株式の数 17,000株                                    | 保有者数 1名<br>保有数 11個<br>目的である株式の数 11,000株                                    |
| 発行決議の日              |                   | 平成18年6月23日                                                                 | 平成19年6月22日                                                                 |
| 新株予約権の数             |                   | 38個                                                                        | 59個                                                                        |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数  |                   | 普通株式 38,000株<br>(新株予約権1個当たり1,000株)                                         | 普通株式 59,000株<br>(新株予約権1個当たり1,000株)                                         |
| 新株予約権の発行価額          |                   | 無償                                                                         | 513円                                                                       |
| 新株予約権の行使時の払込金額      |                   | 1株当たり1円                                                                    | 1株当たり1円                                                                    |
| 新株予約権の行使期間          |                   | 平成18年7月21日から<br>平成38年7月20日まで                                               | 平成19年7月10日から<br>平成39年7月9日まで                                                |
| 新株予約権の行使の条件         |                   | 各新株予約権の一部行使はできないものとする。<br>その他の権利行使の条件は、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。 | 各新株予約権の一部行使はできないものとする。<br>その他の権利行使の条件は、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。 |
| 役員<br>の<br>保有<br>状況 | 取締役<br>(社外取締役を除く) | 保有者数 2名<br>保有数 13個<br>目的である株式の数 13,000株                                    | 保有者数 2名<br>保有数 46個<br>目的である株式の数 46,000株                                    |
|                     | 社外取締役             | 保有者数 1名<br>保有数 1個<br>目的である株式の数 1株                                          | 保有者数 1名<br>保有数 1個<br>目的である株式の数 1株                                          |
|                     | 監査役               | 保有者数 1名<br>保有数 1個<br>目的である株式の数 1株                                          | 保有者数 1名<br>保有数 13個<br>目的である株式の数 13,000株                                    |

|                    |                   |                                                                            |                                                                            |
|--------------------|-------------------|----------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 発行決議の日             |                   | 平成19年 6 月 22 日                                                             | 平成20年 6 月 20 日                                                             |
| 新株予約権の数            |                   | 60個                                                                        | 62個                                                                        |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 |                   | 普通株式 60,000株<br>(新株予約権 1 個当たり 1,000株)                                      | 普通株式 62,000株<br>(新株予約権 1 個当たり 1,000株)                                      |
| 新株予約権の発行価額         |                   | 無償                                                                         | 279円                                                                       |
| 新株予約権の行使時の払込金額     |                   | 1 株当たり 1 円                                                                 | 1 株当たり 1 円                                                                 |
| 新株予約権の行使期間         |                   | 平成19年 7 月 10 日から<br>平成39年 7 月 9 日まで                                        | 平成20年 7 月 8 日から<br>平成40年 7 月 7 日まで                                         |
| 新株予約権の行使の条件        |                   | 各新株予約権の一部行使はできないものとする。<br>その他の権利行使の条件は、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。 | 各新株予約権の一部行使はできないものとする。<br>その他の権利行使の条件は、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。 |
| 役員の<br>保有状況        | 取締役<br>(社外取締役を除く) | 保有者数 2 名<br>保有数 18 個<br>目的である株式の数 18,000株                                  | 保有者数 3 名<br>保有数 41 個<br>目的である株式の数 41,000株                                  |
|                    | 社外取締役             | 保有者数 1 名<br>保有数 1 個<br>目的である株式の数 1 株                                       | 保有者数 1 名<br>保有数 4 個<br>目的である株式の数 4,000株                                    |
|                    | 監査役               | 保有者数 1 名<br>保有数 1 個<br>目的である株式の数 1 株                                       | 保有者数 1 名<br>保有数 12 個<br>目的である株式の数 12,000株                                  |
| 発行決議の日             |                   | 平成20年 6 月 20 日                                                             | 平成21年 6 月 19 日                                                             |
| 新株予約権の数            |                   | 47個                                                                        | 800個                                                                       |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 |                   | 普通株式 47,000株<br>(新株予約権 1 個当たり 1,000株)                                      | 普通株式 800,000株<br>(新株予約権 1 個当たり 1,000株)                                     |
| 新株予約権の発行価額         |                   | 無償                                                                         | 無償                                                                         |
| 新株予約権の行使時の払込金額     |                   | 1 株当たり 1 円                                                                 | 1 株当たり 225円                                                                |
| 新株予約権の行使期間         |                   | 平成20年 7 月 8 日から<br>平成40年 7 月 7 日まで                                         | 平成23年 7 月 7 日から<br>平成26年 6 月 30 日まで                                        |
| 新株予約権の行使の条件        |                   | 各新株予約権の一部行使はできないものとする。<br>その他の権利行使の条件は、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。 | 当社の取締役会決議および当社とこれに基づき新株予約権付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。              |
| 役員の<br>保有状況        | 取締役<br>(社外取締役を除く) | 保有者数 2 名<br>保有数 11 個<br>目的である株式の数 11,000株                                  | 保有者数 5 名<br>保有数 142 個<br>目的である株式の数 142,000株                                |
|                    | 社外取締役             | 保有者数 1 名<br>保有数 1 個<br>目的である株式の数 1 株                                       | 保有者数 1 名<br>保有数 1 個<br>目的である株式の数 1 株                                       |
|                    | 監査役               | 保有者数 1 名<br>保有数 1 個<br>目的である株式の数 1 株                                       | 保有者数 1 名<br>保有数 24 個<br>目的である株式の数 24,000株                                  |

|                    |                   |                                                                            |                                                                            |
|--------------------|-------------------|----------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 発行決議の日             |                   | 平成21年 6 月 19 日                                                             | 平成21年 6 月 19 日                                                             |
| 新株予約権の数            |                   | 152個                                                                       | 105個                                                                       |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 |                   | 普通株式 152,000株<br>(新株予約権 1 個当たり 1,000株)                                     | 普通株式 105,000株<br>(新株予約権 1 個当たり 1,000株)                                     |
| 新株予約権の発行価額         |                   | 123円                                                                       | 無償                                                                         |
| 新株予約権の行使時の払込金額     |                   | 1 株当たり 1 円                                                                 | 1 株当たり 1 円                                                                 |
| 新株予約権の行使期間         |                   | 平成21年 7 月 7 日から<br>平成41年 7 月 6 日まで                                         | 平成21年 7 月 7 日から<br>平成41年 7 月 6 日まで                                         |
| 新株予約権の行使の条件        |                   | 各新株予約権の一部行使はできないものとする。<br>その他の権利行使の条件は、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。 | 各新株予約権の一部行使はできないものとする。<br>その他の権利行使の条件は、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。 |
| 役員の<br>保有状況        | 取締役<br>(社外取締役を除く) | 保有者数 4名<br>保有数 111個<br>目的である株式の数 111,000株                                  | 保有者数 1名<br>保有数 6個<br>目的である株式の数 6,000株                                      |
|                    | 社外取締役             | 保有者数 2名<br>保有数 14個<br>目的である株式の数 14,000株                                    | 保有者数 1名<br>保有数 1個<br>目的である株式の数 1株                                          |
|                    | 監査役               | 保有者数 2名<br>保有数 27個<br>目的である株式の数 27,000株                                    | 保有者数 1名<br>保有数 1個<br>目的である株式の数 1株                                          |
| 発行決議の日             |                   | 平成22年 6 月 18 日                                                             |                                                                            |
| 新株予約権の数            |                   | 97個                                                                        |                                                                            |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 |                   | 普通株式 97,000株<br>(新株予約権 1 個当たり 1,000株)                                      |                                                                            |
| 新株予約権の発行価額         |                   | 532円                                                                       |                                                                            |
| 新株予約権の行使時の払込金額     |                   | 1 株当たり 1 円                                                                 |                                                                            |
| 新株予約権の行使期間         |                   | 平成22年 7 月 6 日から<br>平成42年 7 月 5 日まで                                         |                                                                            |
| 新株予約権の行使の条件        |                   | 各新株予約権の一部行使はできないものとする。<br>その他の権利行使の条件は、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。 |                                                                            |
| 役員の<br>保有状況        | 取締役<br>(社外取締役を除く) | 保有者数 5名<br>保有数 69個<br>目的である株式の数 69,000株                                    |                                                                            |
|                    | 社外取締役             | 保有者数 2名<br>保有数 8個<br>目的である株式の数 8,000株                                      |                                                                            |
|                    | 監査役               | 保有者数 3名<br>保有数 20個<br>目的である株式の数 20,000株                                    |                                                                            |

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

平成22年6月18日開催の定時株主総会決議による新株予約権

- ・ 新株予約権の数  
350個（新株予約権1個につき1,000株）
- ・ 新株予約権の目的である株式の数  
350,000株
- ・ 新株予約権の払込金額  
無償
- ・ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
1個当たり 667,000円（1株当たり 667円）
- ・ 新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項  
発行価額 849円  
資本組入額 425円
- ・ 新株予約権を行使することができる期間  
平成24年7月6日から平成27年6月30日まで
- ・ 新株予約権の行使の条件  
当社の取締役会決議および当社とこれに基づき新株予約権付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによるものとする。
- ・ 当社使用人等への交付状況

|         | 新株予約権の数 | 目的である株式の数 | 交付者数 |
|---------|---------|-----------|------|
| 当社使用人   | 315個    | 315,000株  | 63名  |
| 子会社の取締役 | 35個     | 35,000株   | 7名   |

平成22年6月18日開催の定時株主総会決議による新株予約権

- ・ 新株予約権の数  
100個（新株予約権1個につき1,000株）
- ・ 新株予約権の目的である株式の数  
100,000株
- ・ 新株予約権の払込金額  
無償
- ・ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
1個当たり 1,000円（1株当たり 1円）
- ・ 新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項  
発行価額 533円  
資本組入額 267円
- ・ 新株予約権を行使することができる期間  
平成22年7月6日から平成42年7月5日まで
- ・ 新株予約権の行使の条件  
①新株予約権者は、当社の取締役、監査役、執行役員およびこれに準ずる使用人のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日から7営業日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。  
②上記以外の権利行使の条件については取締役会において承認する。
- ・ 当社使用人等への交付状況

|       | 新株予約権の数 | 目的である株式の数 | 交付者数 |
|-------|---------|-----------|------|
| 当社使用人 | 100個    | 100,000株  | 20名  |

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役および監査役の状況（平成23年3月31日現在）

| 氏 名  | 地位、担当および重要な兼職の状況      |
|------|-----------------------|
| 西嶋尚生 | 代表取締役（社長執行役員）         |
| 新嶋敏治 | 代表取締役（専務執行役員）         |
| 菊池克治 | 取締役（経営顧問）             |
| 本間利雄 | 取締役（常務執行役員）           |
| 唐東雷  | 取締役（常務執行役員）           |
| 中川威雄 | 取締役 ファインテック㈱ 代表取締役社長  |
| 鱒見満裕 | 取締役                   |
| 大宮郁士 | 常勤監査役                 |
| 太田邦正 | 監査役 ㈱東京精密 代表取締役C.F.O. |
| 宮田芳文 | 監査役                   |
| 玉井宏明 | 監査役                   |

(注) 1. 取締役 中川威雄氏、鱒見満裕氏は、社外取締役であります。

2. 監査役 太田邦正氏、宮田芳文氏および玉井宏明氏は、社外監査役であります。

3. 取締役 中川威雄氏、監査役 宮田芳文氏および玉井宏明氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

#### ② 当事業年度中の取締役および監査役の異動

監査役 梅岡匡爾氏および渡邊光一郎氏は、平成22年6月18日開催の第107期定時株主総会の時をもって、辞任いたしました。

#### ③ 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

| 区 分                | 員 数       | 報酬等の総額          |
|--------------------|-----------|-----------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 8名<br>(2) | 207 百万円<br>(15) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 6<br>(5)  | 45<br>(22)      |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 14<br>(7) | 253<br>(37)     |

(注) 1. 上記には、平成22年6月18日開催の第107期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名、社外監査役2名を含んでおります。

2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3. 取締役の報酬等の額は、第103期定時株主総会において金銭報酬額として年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、また第104期定時株主総会において、この報酬等の額とは別に株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額を年額60百万円以内と決議いただいております。

4. 監査役の報酬等の額は、第103期定時株主総会において金銭報酬額として年額60百万円以内、また第104期定時株主総会において、この報酬等の額とは別に株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額を年額20百万円以内と決議いただいております。

5. 報酬等の総額には、以下のものも含まれております。

・ストックオプションによる報酬額

取締役 8名 37百万円 (うち社外取締役 2名 3百万円)

監査役 6名 9百万円 (うち社外監査役 5名 4百万円)

#### ④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等との兼任状況（他の法人等の業務執行者である場合）および当社と当該他の法人等との関係

・取締役 中川威雄氏は、ファインテック株式会社の代表取締役社長を兼務しております。なお、当社はファインテック株式会社との間に製品販売等の取引関係があります。

・監査役 太田邦正氏は、株式会社東京精密の代表取締役C.F.O.を兼務しております。なお、当社は株式会社東京精密との間に製品販売等の取引関係があります。

・監査役 宮田芳文氏は、第一生命保険株式会社の常務執行役員を兼務しております。なお、当社は第一生命保険株式会社との間に企業年金保険等の保険契約があります。

・監査役 玉井宏明氏は、株式会社森精機製作所の専務取締役を兼務しております。なお、当社は株式会社森精機製作所との間に製品販売等の取引関係があります。

ロ. 他の法人等との兼任状況（他の法人等の社外役員等である場合）および当社と当該他の法人等との関係

・取締役 中川威雄氏は、ファナック株式会社の社外監査役、日本ピラー工業株式会社の社外取締役を兼務しております。なお、当社はファナック株式会社との間に製品販売等の取引関係があります。

・取締役 鱒見満裕氏は、三機工業株式会社の社外取締役、株式会社トーホーの社外監査役を兼務しております。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

| 氏 名         | 主な活動状況                                                                                  |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 中 川 威 雄 | 当期開催の取締役会12回のうち11回に出席し、必要に応じ、製造業全般にわたる深い見識と経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。                     |
| 取締役 鱒 見 満 裕 | 当期開催の取締役会12回のうち11回に出席し、必要に応じ、主に経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。                                 |
| 監査役 太 田 邦 正 | 当期開催の取締役会12回のうち11回に、また監査役会5回のうち4回に出席し、必要に応じ、主に経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。                  |
| 監査役 宮 田 芳 文 | 平成22年6月18日監査役就任後、当期開催の取締役会10回のうち8回に、また、監査役会4回のうち3回に出席し、必要に応じ、主に経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。 |
| 監査役 玉 井 宏 明 | 平成22年6月18日監査役就任後、当期開催の取締役会10回のうち8回に、また、監査役会4回のうち2回に出席し、必要に応じ、主に経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。 |

ニ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 新日本有限責任監査法人

#### ② 報酬等の額

|                                      | 支 払 額 |
|--------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                  | 32百万円 |
| 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 32百万円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 津上精密机床(浙江)有限公司は、会計監査人以外の公認会計士が計算関係書類の監査をしております。

#### ③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

#### ④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査役会は会計監査の効率および費用等を総合的に勘案し、会計監査人の再任もしくは不再任の決定を行います。

#### ⑤ 責任限定契約の内容の概要

契約はありません。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

当社は、企業価値の持続的な拡大のため、業務の適正および財務報告の信頼性を確保するための体制（内部統制システム）を構築しております。

当社は、取締役会において内部統制システムの基本方針を以下のように決定しております。

### ①取締役および使用人の職務が法令および定款に適合することを確保するための体制

- イ．取締役会は、コンプライアンスを経営の重要課題の一つとして位置付け、健全な社会規範の下で業務を遂行するため「ツガミグループ行動規範」を制定しコンプライアンス方針を定める。
- ロ．取締役および使用人が法令、定款その他社内規則および社会規範等に違反する行為を発見した場合の通報制度として「内部通報制度」を構築する。
- ハ．社長直轄部署として監査室を設置し、コンプライアンスの実施状況を内部監査する。

### ②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役会議事録、稟議書その他取締役の職務の執行に係る文書その他の情報を文書管理規程および情報セキュリティ管理規程等の社内規程に従って適切に保存および管理する。

### ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、事業活動に係る様々なリスクの管理と顕在化を未然に防止するため、リスク管理に係る委員会を設置しリスク情報を収集・分析して予兆の早期発見を行うとともに、万一リスクが発生したときには迅速かつ的確な施策ができるように規程およびマニュアル等を整備して、リスク管理体制を構築する。

### ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、取締役会規程により定めている事項およびその付議基準に該当する事項は、すべて取締役会に付議することを遵守して重要事項の決定を行う。また、毎月定期的に経営会議を開催し、経営情報の共有化を図るとともに、重要な業務執行に関する事項について協議し、機動的な意思決定を行い経営の効率化を進めることとする。

### ⑤当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ．コンプライアンスについては、「ツガミグループ行動規範」を子会社にも同様に適用する。
- ロ．毎月1回の経営会議に子会社の代表者も出席し、当社および子会社間での内部統制に関する協議を進めるとともに、情報を共有化することにより、その業務の適正さを確保する。
- ハ．内部監査部門（監査室）は、子会社が業務の執行において法令・社内規則およびコンプライアンスを遵守していることの確認を行う。

- ⑥監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを決めた場合における当該使用人に関する事項、ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項  
当社は監査役から請求ある場合は、監査役を補助すべき使用人を置くことができる。この場合取締役からの独立性を確保するために、補助者の人事に関しては監査役会と十分協議の上決定するものとする。監査役補助者は、業務の執行に係る役職を兼務しないこととする。
- ⑦取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制  
取締役および使用人は次の事項を監査役に報告するものとする。
- イ. 会社に著しい影響を及ぼす重要な事実を発見したときは、その事実に関する事項
  - ロ. 法令、定款に違反する行為を発見した場合、またはその恐れがある場合には、その事実に関する事項
  - ハ. 内部監査部門（監査室）内部監査の結果
  - ニ. 内部通報制度の運用および通報の内容
- ⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行う。
  - ロ. 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見および情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。
  - ハ. 監査役は、内部監査部門（監査室）とも緊密な連携を保ちつつ、必要に応じて内部監査部門に調査を求めることができる。
- ⑨財務報告の信頼性を確保するための体制
- イ. 財務報告の信頼性確保および金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、内部統制報告制度を整備する。
  - ロ. 内部統制システムと金融商品取引法およびその他の関係法令との適合性を確保するために、その仕組みを継続的に評価し必要な是正を行う。
  - ハ. 本制度の運用におけるモニタリング、評価、改善支援は内部監査部門（監査室）を責任部署として実施する。
- ⑩反社会的勢力を排除するための体制
- イ. 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
  - ロ. 反社会的勢力による不当要求事案等の発生時は、警察、弁護士、企業防衛協議会等の外部専門機関とも連携して対応する。

## 連結貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目                | 金 額           | 科 目                    | 金 額           |
|--------------------|---------------|------------------------|---------------|
| <b>(資 産 の 部)</b>   |               | <b>(負 債 の 部)</b>       |               |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>23,578</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>11,771</b> |
| 現金及び預金             | 4,111         | 支払手形及び買掛金              | 8,011         |
| 受取手形及び売掛金          | 7,729         | 短期借入金                  | 2,089         |
| たな卸資産              | 10,718        | 1年内償還予定の社債             | 300           |
| 繰延税金資産             | 289           | 未払法人税等                 | 374           |
| その他                | 786           | 製品保証引当金                | 107           |
| 貸倒引当金              | △56           | 賞与引当金                  | 248           |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>12,263</b> | その他                    | 640           |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>6,433</b>  | <b>固 定 負 債</b>         | <b>1,966</b>  |
| 建物及び構築物            | 3,681         | 社 債                    | 600           |
| 機械装置及び運搬具          | 1,881         | 退職給付引当金                | 791           |
| 土地                 | 591           | 繰延税金負債                 | 480           |
| 建設仮勘定              | 18            | 役員退職慰労引当金              | 12            |
| その他                | 261           | その他                    | 82            |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>139</b>    | <b>負 債 合 計</b>         | <b>13,738</b> |
| ソフトウェア             | 87            | <b>(純 資 産 の 部)</b>     |               |
| その他                | 52            | <b>株 主 資 本</b>         | <b>20,947</b> |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>5,689</b>  | 資 本 金                  | 10,599        |
| 投資有価証券             | 4,927         | 資 本 剰 余 金              | 4,157         |
| 関係会社出資金            | 670           | 利 益 剰 余 金              | 6,962         |
| 繰延税金資産             | 1             | 自 己 株 式                | △771          |
| その他                | 90            | その他の包括利益累計額            | 884           |
| <b>繰 延 資 産</b>     | <b>18</b>     | その他有価証券評価差額金           | 993           |
| 社債発行費              | 18            | 繰延ヘッジ損益                | 5             |
|                    |               | 為替換算調整勘定               | △114          |
|                    |               | <b>新 株 予 約 権</b>       | <b>290</b>    |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>35,860</b> | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>22,122</b> |
|                    |               | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>35,860</b> |

## 連結損益計算書

（平成22年4月1日から  
平成23年3月31日まで）

(単位：百万円)

| 科 目            | 金 額    |
|----------------|--------|
| 売上高            | 35,932 |
| 売上原価           | 28,569 |
| 売上総利益          | 7,363  |
| 販売費及び一般管理費     | 3,631  |
| 営業利益           | 3,732  |
| 営業外収益          | 172    |
| 受取利息           | 0      |
| 受取配当金          | 83     |
| 受取保険金          | 43     |
| その他            | 44     |
| 営業外費用          | 399    |
| 支払利息           | 76     |
| 有形売却損          | 45     |
| 為替差損           | 229    |
| その他            | 47     |
| 経常利益           | 3,504  |
| 特別利益           | 6      |
| 固定資産売却益        | 0      |
| 投資有価証券売却益      | 5      |
| 特別損失           | 266    |
| 固定資産除却損        | 9      |
| 固定資産売却損        | 4      |
| 投資有価証券評価損      | 179    |
| 和解金            | 60     |
| その他            | 12     |
| 税金等調整前当期純利益    | 3,244  |
| 法人税、住民税及び事業税   | 478    |
| 法人税等調整額        | △72    |
| 少数株主損益調整前当期純利益 | 2,837  |
| 少数株主利益         | —      |
| 当期純利益          | 2,837  |

## 連結株主資本等変動計算書

（平成22年4月1日から  
平成23年3月31日まで）

（単位：百万円）

|                                   | 株主資本   |           |           |      |            | その他の包括利益累計額              |             |                  |                       | 新株<br>予約権 | 純資産<br>合計 |
|-----------------------------------|--------|-----------|-----------|------|------------|--------------------------|-------------|------------------|-----------------------|-----------|-----------|
|                                   | 資本金    | 資本<br>剰余金 | 利益<br>剰余金 | 自己株式 | 株主資本<br>合計 | その他<br>有価証<br>券評価<br>差額金 | 繰延ヘッ<br>ジ損益 | 為替換<br>算調整<br>勘定 | その他の包<br>括利益累<br>計額合計 |           |           |
| 平成22年3月31日<br>高                   | 10,599 | 4,151     | 4,791     | △207 | 19,334     | 463                      | △99         | △20              | 343                   | 204       | 19,882    |
| 連結会計年度中の変動額                       |        |           |           |      |            |                          |             |                  |                       |           |           |
| 剰余金の配当                            |        |           | △666      |      | △666       |                          |             |                  |                       |           | △666      |
| 当期純利益                             |        |           | 2,837     |      | 2,837      |                          |             |                  |                       |           | 2,837     |
| 自己株式の取得                           |        |           |           | △591 | △591       |                          |             |                  |                       |           | △591      |
| 自己株式の処分                           |        | 6         |           | 27   | 33         |                          |             |                  |                       |           | 33        |
| 株主資本以外の項目の<br>連結会計年度中の変動<br>額(純額) |        |           |           |      |            | 529                      | 104         | △93              | 540                   | 86        | 626       |
| 連結会計年度中の<br>変動額合計                 | —      | 6         | 2,171     | △564 | 1,613      | 529                      | 104         | △93              | 540                   | 86        | 2,239     |
| 平成23年3月31日<br>高                   | 10,599 | 4,157     | 6,962     | △771 | 20,947     | 993                      | 5           | △114             | 884                   | 290       | 22,122    |

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 4社
- ・主要な連結子会社の名称 (株)ツガミマシナリー  
(株)ツガミ総合サービス  
(株)ツガミプレジジョン  
津上精密机床(浙江)有限公司

##### ② 非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称 TSUGAMI (THAI)  
TSUGAMI GmbH  
TSUGAMI KOREA Co.,Ltd  
浙江品川精密機械有限公司
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社はいずれも小規模であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法適用の非連結子会社または関連会社数  
0社

##### ② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・主要な会社等の名称 TSUGAMI (THAI)  
TSUGAMI GmbH  
TSUGAMI KOREA Co.,Ltd  
浙江品川精密機械有限公司  
(株)ファスナー工販  
REM SALES LLC
- ・持分法を適用しない理由 各社の当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

#### (3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

該当事項はありません。

#### (4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、津上精密机床(浙江)有限公司の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成に際しましては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結決算上必要な調整を行っております。

(5) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

・時価のあるもの

連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ. デリバティブ

時価法

ハ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産  
(リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社は定率法を、在外連結子会社は定額法によっております。

ただし、当社及び国内連結子会社の平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）は定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 15年～38年

機械装置及び運搬具 9年

ロ. 無形固定資産  
(リース資産を除く)

・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

・その他の無形固定資産

定額法によっております。

ハ. リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

③ 重要な繰延資産の減価償却の方法

社債発行費

社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

④ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

当社及び国内連結子会社の従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ハ. 役員賞与引当金

当社及び連結子会社の役員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

なお、当連結会計年度末において、支給見込額を合理的に見積ることが困難であるため、計上しておりません。

ニ. 退職給付引当金

当社及び国内連結子会社の従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、会計基準変更時差異（2,180百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

ホ. 役員退職慰労引当金

一部の連結子会社については、役員の退職により支給する役員退職慰労金に備えるため、内規に基づく支給限度額を計上しております。

ヘ. 製品保証引当金

当社は、製品販売後の無償保証期間に生じる補修費の支出に備えるため、過去の実績率に基づく見込額を計上しております。

⑤ 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産、負債、収益、費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は下記のとおりであります。

ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…外貨建金銭債権

ヘッジ方針

為替変動リスクの回避ならびに損益確定のため、対象債権の範囲内でヘッジを行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジ有効性の判断は省略しております。

⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(6) 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(資産除去債務に関する会計基準の適用)

当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。

これによる営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

(7) 表示方法の変更

(連結貸借対照表)

当連結会計年度より、「包括利益の表示に関する基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用しております。ただし、「その他の包括利益累計額」および「その他の包括利益累計額合計」の前連結会計年度の金額は、「評価・換算差額金」および「評価・換算差額等合計」の金額を記載しております。

(連結損益計算書)

当連結会計年度より、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づき、「会計法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令」(平成21年3月27日 平成21年法務省令第7号)を適用し、「少数株主損益調整前当期純利益」の科目で表示しております。

## 2. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 11,853百万円
- (3) 受取手形割引高 526百万円  
 輸出受取手形割引高 2,584百万円  
 債務保証残高 589百万円(46百万円)
- (4) 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額  
 投資その他の資産 147百万円

## 3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 前連結会計年度末の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 68,019千株     | 一千株          | 一千株          | 68,019千株     |

- (2) 自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 前連結会計年度末の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 1,154千株      | 1,103千株      | 117千株        | 2,140千株      |

(注) 自己株式の数の増加1,103千株は、単元未満株式の買取りによる増加7千株、当社取得による増加1,096千株であります。

自己株式の減少117千株は、ストックオプションの行使による減少であります。

- (3) 剰余金の配当に関する事項

### ① 配当金支払額等

平成22年5月13日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 334百万円
- ・1株当たり配当金額 5円
- ・基準日 平成22年3月31日
- ・効力発生日 平成22年6月1日

平成22年11月12日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 332百万円
- ・1株当たり配当金額 5円
- ・基準日 平成22年9月30日
- ・効力発生日 平成22年11月29日

### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

平成23年5月12日開催の取締役会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 329百万円
- ・1株当たり配当金額 5円
- ・基準日 平成23年3月31日
- ・効力発生日 平成23年5月31日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

|            |                   |                   |
|------------|-------------------|-------------------|
|            | 平成17年6月24日株主総会決議分 | 平成18年6月23日取締役会決議分 |
| 目的となる株式の種類 | 普通株式              | 普通株式              |
| 目的となる株式の数  | 109,000株          | 45,000株           |
| 新株予約権の残高   | 109個              | 45個               |
|            | 平成18年6月23日株主総会決議分 | 平成19年6月22日取締役会決議分 |
| 目的となる株式の種類 | 普通株式              | 普通株式              |
| 目的となる株式の数  | 38,000株           | 59,000株           |
| 新株予約権の残高   | 38個               | 59個               |
|            | 平成19年6月22日株主総会決議分 | 平成20年6月20日取締役会決議分 |
| 目的となる株式の種類 | 普通株式              | 普通株式              |
| 目的となる株式の数  | 60,000株           | 62,000株           |
| 新株予約権の残高   | 60個               | 62個               |
|            | 平成20年6月20日株主総会決議分 | 平成21年6月19日取締役会決議分 |
| 目的となる株式の種類 | 普通株式              | 普通株式              |
| 目的となる株式の数  | 47,000株           | 152,000株          |
| 新株予約権の残高   | 47個               | 152個              |
|            | 平成21年6月19日株主総会決議分 | 平成22年6月18日取締役会決議分 |
| 目的となる株式の種類 | 普通株式              | 普通株式              |
| 目的となる株式の数  | 105,000株          | 97,000株           |
| 新株予約権の残高   | 105個              | 97個               |
|            | 平成22年6月18日株主総会決議分 |                   |
| 目的となる株式の種類 | 普通株式              |                   |
| 目的となる株式の数  | 85,000株           |                   |
| 新株予約権の残高   | 85個               |                   |

(注) 権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。

#### 4. 金融商品に関する注記

##### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、国内外における事業遂行のために、必要な資金を銀行借入等により調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っています。

短期借入金の使途は運転資金であります。

社債の使途は業務提携先のスイス・トルノス社に関する政策投資資金等であります。

デリバティブ取引は外貨建売上債権について為替変動リスクの回避ならびに損益確定のため、対象債権の範囲内で為替予約によるヘッジを行っております。

##### (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|                     | 連結貸借対照表計上額(*) | 時 価(*)   | 差 額  |
|---------------------|---------------|----------|------|
| ① 現 金 及 び 預 金       | 4,111百万円      | 4,111百万円 | －百万円 |
| ② 受取手形及び売掛金         | 7,729         | 7,729    | －    |
| ③ 投資有価証券<br>その他有価証券 | 4,909         | 4,909    | －    |
| ④ 支払手形及び買掛金         | (8,011)       | (8,011)  | －    |
| ⑤ 短期借入金             | (2,089)       | (2,089)  | －    |
| ⑥ 社 債               | (900)         | (905)    | △5   |
| ⑦ デリバティブ取引          | (△5)          | (△5)     | －    |

(\*) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

##### ①現金及び預金、ならびに②受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

##### ③投資有価証券 その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

④支払手形及び買掛金、ならびに⑤短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑥社債

当社の発行する社債は、私募債で市場価格がないため、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、社債には1年内償還予定の社債を含めております。

⑦デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないもの 該当するものではありません。

ヘッジ会計が適用されているもの 為替予約等の振当処理を行っております。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額2百万円）及び関連会社株式（連結貸借対照表計上額16百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

5. 1株当たり情報に関する注記

|                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 331円39銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 42円72銭  |

# 貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目                    | 金 額           | 科 目                    | 金 額           |
|------------------------|---------------|------------------------|---------------|
| <b>(資 産 の 部)</b>       |               | <b>(負 債 の 部)</b>       |               |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>22,224</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>11,019</b> |
| 現金及び預金                 | 3,491         | 支払手形                   | 6,214         |
| 受取手形                   | 235           | 買掛金                    | 1,657         |
| 売掛金                    | 8,172         | 短期借入金                  | 1,500         |
| 製品・商品                  | 1,926         | 1年内償還予定の社債             | 300           |
| 仕掛品                    | 4,796         | 未払金                    | 375           |
| 原材料・貯蔵品                | 1,790         | 未払費用                   | 210           |
| 繰延税金資産                 | 262           | 未払法人税等                 | 324           |
| 未収入金                   | 611           | 製品保証引当金                | 93            |
| 立替金                    | 13            | 賞与引当金                  | 215           |
| その他                    | 1,006         | その他                    | 127           |
| 貸倒引当金                  | △82           | <b>固 定 負 債</b>         | <b>1,829</b>  |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>11,848</b> | 社債                     | 600           |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>4,895</b>  | 繰延税金負債                 | 361           |
| 建物                     | 3,023         | 退職給付引当金                | 785           |
| 構築物                    | 109           | その他                    | 82            |
| 機械装置                   | 921           | <b>負 債 合 計</b>         | <b>12,849</b> |
| 車両運搬具                  | 6             | <b>(純 資 産 の 部)</b>     |               |
| 工具・器具備品                | 225           | <b>株 主 資 本</b>         | <b>19,952</b> |
| 土地                     | 591           | <b>資 本 金</b>           | <b>10,599</b> |
| リース資産                  | 17            | <b>資 本 剰 余 金</b>       | <b>4,157</b>  |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>110</b>    | 資本準備金                  | 4,138         |
| 電話加入権                  | 10            | その他資本剰余金               | 18            |
| ソフトウェア                 | 87            | <b>利 益 剰 余 金</b>       | <b>5,967</b>  |
| リース資産                  | 13            | <b>そ の 他 利 益 剰 余 金</b> | <b>5,967</b>  |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>6,842</b>  | 繰越利益剰余金                | 5,967         |
| 投資有価証券                 | 4,911         | <b>自 己 株 式</b>         | <b>△771</b>   |
| 関係会社株式                 | 136           | <b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b> | <b>998</b>    |
| 関係会社出資金                | 1,722         | その他有価証券評価差額金           | 993           |
| その他                    | 72            | 繰延ヘッジ損益                | 5             |
| <b>繰 延 資 産</b>         | <b>18</b>     | <b>新 株 予 約 権</b>       | <b>290</b>    |
| 社債発行費                  | 18            | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>21,241</b> |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>34,091</b> | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>34,091</b> |

# 損益計算書

(平成22年4月1日から  
平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目          | 金 額    |
|--------------|--------|
| 売上高          | 35,146 |
| 売上原価         | 29,221 |
| 売上総利益        | 5,925  |
| 販売費及び一般管理費   | 3,193  |
| 営業利益         | 2,732  |
| 営業外収益        | 322    |
| 受取利息         | 11     |
| 受取配当金        | 213    |
| 貸付料収入        | 12     |
| 受取保険金        | 43     |
| その他          | 41     |
| 営業外費用        | 187    |
| 支払利息         | 18     |
| 貸与資産費用       | 10     |
| 売上割引         | 2      |
| 手形売却損        | 45     |
| その他          | 110    |
| 経常利益         | 2,867  |
| 特別利益         | 52     |
| 固定資産売却益      | 46     |
| 投資有価証券売却益    | 5      |
| 特別損失         | 258    |
| 固定資産除却損      | 1      |
| 固定資産売却損      | 4      |
| 投資有価証券評価損    | 179    |
| 和解金          | 60     |
| その他          | 12     |
| 税引前当期純利益     | 2,661  |
| 法人税、住民税及び事業税 | 347    |
| 法人税等調整額      | △113   |
| 当期純利益        | 2,426  |

# 株主資本等変動計算書

(平成22年4月1日から  
平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                             | 株主資本   |           |              |             |                             |      |            | 評価・換算差額等                 |             |                    | 新株<br>予約権 | 純資産<br>合計 |
|-----------------------------|--------|-----------|--------------|-------------|-----------------------------|------|------------|--------------------------|-------------|--------------------|-----------|-----------|
|                             | 資本金    | 資本剰余金     |              |             | 利益<br>剰余金                   | 自己株式 | 株主資本<br>合計 | その他<br>有価証券<br>評価差<br>額金 | 繰延ヘッ<br>ジ損益 | 評価・換<br>算差額等<br>合計 |           |           |
|                             |        | 資本<br>準備金 | その他資<br>本剰余金 | 資本剰余<br>金合計 | その他利<br>益剰余金<br>繰越利益<br>剰余金 |      |            |                          |             |                    |           |           |
| 平成22年3月31日残高                | 10,599 | 4,138     | 12           | 4,151       | 4,207                       | △207 | 18,750     | 463                      | △99         | 364                | 204       | 19,319    |
| 事業年度中の変動額                   |        |           |              |             |                             |      |            |                          |             |                    |           |           |
| 剰余金の配当                      |        |           |              |             | △666                        |      | △666       |                          |             |                    |           | △666      |
| 当期純利益                       |        |           |              |             | 2,426                       |      | 2,426      |                          |             |                    |           | 2,426     |
| 自己株式の取得                     |        |           |              |             |                             | △591 | △591       |                          |             |                    |           | △591      |
| 自己株式の処分                     |        |           | 6            | 6           |                             | 27   | 33         |                          |             |                    |           | 33        |
| 株主資本以外の項目の事業<br>年度中の変動額(純額) |        |           |              |             |                             |      |            | 529                      | 104         | 634                | 86        | 720       |
| 事業年度中の変動額合計                 | —      | —         | 6            | 6           | 1,759                       | △564 | 1,201      | 529                      | 104         | 634                | 86        | 1,922     |
| 平成23年3月31日残高                | 10,599 | 4,138     | 18           | 4,157       | 5,967                       | △771 | 19,952     | 993                      | 5           | 998                | 290       | 21,241    |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

- |                    |                                                           |
|--------------------|-----------------------------------------------------------|
| ① 子会社株式及び関連会社株式    | 移動平均法による原価法                                               |
| ② その他有価証券          |                                                           |
| ・時価のあるもの           | 事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| ・時価のないもの           | 移動平均法による原価法                                               |
| ③ デリバティブ           | 時価法                                                       |
| ④ たな卸資産の評価基準及び評価方法 |                                                           |

主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

- |                        |                                                                |
|------------------------|----------------------------------------------------------------|
| ① 有形固定資産<br>(リース資産を除く) | 定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。 |
|------------------------|----------------------------------------------------------------|

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|         |         |
|---------|---------|
| 建物      | 15年～38年 |
| 機械装置    | 9年      |
| 工具・器具備品 | 5年      |

- |                        |                                  |
|------------------------|----------------------------------|
| ② 無形固定資産<br>(リース資産を除く) |                                  |
| ・自社利用のソフトウェア           | 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 |

- |                             |                                                                                          |
|-----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| ③ リース資産                     |                                                                                          |
| ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 | リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。                                                      |
|                             | なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 |

- |            |              |
|------------|--------------|
| (3) 長期前払費用 | 定額法によっております。 |
|------------|--------------|

- |                               |  |
|-------------------------------|--|
| (4) 繰延資産                      |  |
| 社債発行費                         |  |
| 社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。 |  |

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

なお、当事業年度末において、支給見込額を合理的に見積ることが困難であるため、計上しておりません。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、会計基準変更時差異（2,086百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

⑤ 製品保証引当金

製品販売後の無償保証期間に生じる補修費の支出に備えるため、過去の実績率に基づく見込額を計上しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

当事業年度にヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は下記のとおりであります。

ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…外貨建金銭債権

ヘッジ方針

為替変動リスクの回避ならびに損益確定のため、対象債権の範囲内でヘッジを行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジ有効性の判断は省略しております。

(7) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(8) 会計方針の変更

(資産除去債務に関する会計基準の適用)

当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。

これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

## 2. 貸借対照表に関する注記

(1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

|                                 |               |
|---------------------------------|---------------|
| (2) 有形固定資産の減価償却累計額              | 11,531百万円     |
| (3) 受取手形割引高                     | 526百万円        |
| 輸出受取手形割引高                       | 2,584百万円      |
| 債務保証残高                          | 589百万円(46百万円) |
| (4) 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額      |               |
| 投資その他の資産                        | 145百万円        |
| (5) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。 |               |
| ① 短期金銭債権                        | 4,409百万円      |
| ② 短期金銭債務                        | 365百万円        |

## 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

|              |           |
|--------------|-----------|
| ① 売上高        | 10,423百万円 |
| ② 仕入高        | 3,512百万円  |
| ③ 営業取引以外の取引高 | 354百万円    |

## 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 前事業年度末の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 1,154千株    | 1,103千株    | 117千株      | 2,140千株    |

(注) 自己株式の数の増加1,103千株は単元未満株式の買取りによる増加7千株、当社取得による増加1,096千株であります。

自己株式の減少117千株は、ストックオプションの行使による減少であります。

## 5. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### (繰延税金資産)

|           |             |
|-----------|-------------|
| 貸倒引当金     | 92百万円       |
| 賞与引当金     | 87          |
| 退職給付引当金   | 319         |
| 製品保証引当金   | 38          |
| 投資有価証券評価損 | 144         |
| 関係会社株式評価損 | 9           |
| たな卸資産評価損  | 67          |
| 減損損失      | 48          |
| 未払事業税     | 15          |
| 株式報酬費用    | 85          |
| その他       | 57          |
| 繰延税金資産小計  | <u>967</u>  |
| 評価性引当額    | <u>△381</u> |
| 繰延税金資産合計  | <u>585</u>  |

#### (繰延税金負債)

|              |             |
|--------------|-------------|
| 為替予約         | △3          |
| その他有価証券評価差額金 | <u>△680</u> |
| 繰延税金負債合計     | <u>△683</u> |
| 繰延税金資産の純額    | <u>△98</u>  |

### (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

|                      |             |
|----------------------|-------------|
| 法定実効税率               | 40.7%       |
| (調整)                 |             |
| 住民税均等割               | 0.7%        |
| 試験研究費特別控除            | △2.8%       |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目   | 0.2%        |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △2.2%       |
| 税務上の繰越欠損金の利用         | △30.7%      |
| 評価性引当額の増減            | 2.2%        |
| その他                  | 0.7%        |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率    | <u>8.8%</u> |

## 6. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) 事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

|        | 取得価額相当額 | 減価償却累計額相当額 | 期末残高相当額 |
|--------|---------|------------|---------|
| 工具器具備品 | 21百万円   | 20百万円      | 0百万円    |
| その他    | 10      | 10         | 0       |
| 合計     | 32      | 30         | 1       |

(2) 事業年度の末日における未経過リース料相当額

未経過リース料期末残高相当額

|     |      |
|-----|------|
| 1年内 | 1百万円 |
| 1年超 | 一百万円 |
| 合計  | 1百万円 |

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社との取引に関する注記

| 属性   | 会社等の名称         | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連会社との関係                                          | 取引の内容                                                    | 取引金額(百万円)                                 | 科目                                       | 期末残高(百万円)                           |
|------|----------------|-------------------|---------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|-------------------------------------------|------------------------------------------|-------------------------------------|
| 子会社  | 津上精密机床(浙江)有限公司 | (所有)直接 100.0%     | 役員の兼任<br>当社製品の製造・販売<br>同社商品の仕入<br>固定資産の譲渡<br>資金援助 | 当社製品の販売<br>同社商品の仕入<br>固定資産の譲渡<br>資金の貸付<br>利息の受取<br>増資の引受 | 6,927<br>2,426<br>191<br>898<br>11<br>513 | 売掛金<br>買掛金<br>未収入金<br>短期貸付金<br>未収入金<br>— | 2,591<br>66<br>129<br>898<br>1<br>— |
| 関連会社 | REM SALES LLC  | (所有)直接 29.5%      | 当社製品・部品の販売                                        | 当社製品・部品の販売                                               | 2,570                                     | 売掛金                                      | 82                                  |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社製品の販売、同社商品の仕入等は、市場価格を参考に決定しております。

役員及び個人主要株主等

| 種類 | 氏名   | 資本金又は出資金(百万円) | 事業の内容又は職業                   | 議決権等の所有(被所有)割合(%)             | 関係内容   |        | 取引の内容   | 取引金額(百万円) | 科目          | 期末残高(百万円) |
|----|------|---------------|-----------------------------|-------------------------------|--------|--------|---------|-----------|-------------|-----------|
|    |      |               |                             |                               | 役員の兼任等 | 事業上の関係 |         |           |             |           |
| 役員 | 中川威雄 | —             | 当社取締役<br>ファインテック株式会社代表取締役社長 | —                             | —      | —      | 当社製品の販売 | 43        | 売掛金         | 43        |
| 役員 | 太田邦正 | —             | 当社監査役<br>㈱東京精密代表取締役         | (所有)直接 2.50%<br>(被所有)直接 7.01% | —      | —      | 商品の仕入   | 75        | 支払手形<br>買掛金 | 37<br>1   |
|    |      |               |                             |                               |        |        | 固定資産購入  | 9         | 未払金         | 5         |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社製品の販売、同社商品の仕入等は、市場価額を参考に決定しております。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 318円02銭  
(2) 1株当たり当期純利益 36円53銭

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成23年5月10日

株式会社ツガミ  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 五十嵐 朗 ⑩  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 野本直樹 ⑩  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ツガミの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ツガミ及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成23年 5月10日

株式会社ツガミ  
取締役会 御中

#### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 五十嵐 朗 ⑩  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 野本直樹 ⑩  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ツガミの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第108期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監査報告書

当監査役会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第108期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、事業報告書に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成23年5月11日

|         |   |   |   |   |   |   |   |
|---------|---|---|---|---|---|---|---|
| 株 式 会 社 | ツ | ガ | ミ | 監 | 査 | 役 | 会 |
|         | 常 | 勤 | 監 | 査 | 役 | 大 | 宮 |
|         |   |   |   |   |   | 郁 | 士 |
|         |   |   |   |   |   |   | Ⓜ |
|         | 監 | 査 | 役 | 太 | 田 | 邦 | 正 |
|         |   |   |   |   |   |   | Ⓜ |
|         | 監 | 査 | 役 | 宮 | 田 | 芳 | 文 |
|         |   |   |   |   |   |   | Ⓜ |
|         | 監 | 査 | 役 | 玉 | 井 | 宏 | 明 |
|         |   |   |   |   |   |   | Ⓜ |

(注) 監査役太田邦正、同宮田芳文および同玉井宏明は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

経営体制の強化と充実を図るため、取締役の員数を改め、また、株主総会および取締役会における招集権者および議長を変更するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めのある場合のほか、取締役会の決議に基づき、<u>社長</u>または<u>取締役会が指名する取締役</u>がこれを招集し議長となる。<u>社長に事故あるときは、取締役会の定める順序により他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は<u>7</u>名以内とする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。<u>社長は代表取締役とする。また、社長以外の取締役の中から代表取締役を選定することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および招集通知)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、<u>社長またはあらかじめ取締役会が指名する取締役がこれを招集し、その通知は、会日の4日前に各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> | <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めのある場合のほか、取締役会の決議に基づき、<u>取締役会長</u>がこれを招集し議長となる。<u>取締役会長に欠員または事故あるときは、取締役社長がこれに代わる。取締役社長に事故あるときは、取締役会の定める順序により他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は<u>10</u>名以内とする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>(取締役会の招集権者および招集通知)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、<u>取締役会長がこれを招集する。取締役会長に欠員または事故あるときは、取締役社長がこれに代わる。取締役社長に事故あるときは、取締役会の定める順序により他の取締役がこれに代わる。招集通知は、会日の4日前に各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                           | 変 更 案                                                                                                                                   |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役会の議長)<br/> 第24条 取締役会の議長は、<u>社長</u>がこれにあたる。<u>社長</u>に事故あるときは、取締役会の定める順序により他の取締役がこれに代わる。</p> | <p>(取締役会の議長)<br/> 第24条 取締役会の議長は、<u>取締役会長</u>がこれにあたる。<u>取締役会長に欠員または事故あるときは、取締役社長がこれに代わる。</u>取締役社長に事故あるときは、取締役会の定める順序により他の取締役がこれに代わる。</p> |

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。  
 つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。  
 取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                             | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                       | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------|------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1     | にし じま たか お<br>西 嶋 尚 生<br>(昭和22年12月14日生)  | 昭和45年5月 (株)富士銀行(現(株)みずほ銀行)入行<br>平成11年2月 (株)東京精密営業副本部長<br>平成11年5月 当社営業開発部長、津上工販(株)常務取締役<br>平成12年6月 当社取締役統轄本部営業開発部長<br>平成15年4月 当社代表取締役社長<br>平成18年4月 当社代表取締役社長執行役員(現任)                 | 10千株           |
| 2     | にい じま とし はる<br>新 嶋 敏 治<br>(昭和29年11月14日生) | 昭和54年11月 当社入社<br>平成15年10月 当社技術本部自動旋盤グループ グループリーダー<br>平成18年4月 当社常務執行役員技術本部長<br>平成20年6月 当社取締役常務執行役員技術本部長兼生産本部副本部長兼長岡工場長<br>平成21年4月 当社取締役専務執行役員長岡工場長<br>平成21年6月 当社代表取締役専務執行役員長岡工場長(現任) | 14千株           |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                         | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                         | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------|--------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3     | たうち きよし<br>田内 清<br>(昭和26年4月24日生)     | 昭和45年3月 当社入社<br>平成17年4月 当社執行役員生産本部部<br>品製造グループグループ<br>リーダー<br>平成20年4月 当社執行役員品質保証部<br>長<br>平成21年4月 当社常務執行役員生産管<br>理部長<br>平成22年10月 当社専務執行役員生産部<br>門統括<br>平成23年4月 当社専務執行役員生産統<br>括部長(現任) | 3千株            |
| 4     | くに よし まこと<br>国吉 誠<br>(昭和31年12月6日生)   | 昭和54年4月 (株)三井銀行(現(株)三井住友<br>銀行)入行<br>平成18年4月 同行SME業務部長<br>平成19年4月 同行執行役員東日本第二<br>法人営業本部長<br>平成20年6月 SMBCコンサルティング(株)取<br>締役専務<br>平成23年4月 当社常勤顧問<br>平成23年5月 当社常務執行役員営業企<br>画部長(現任)      | 0株             |
| 5     | みうら よし ひろ<br>三浦 由博<br>(昭和31年12月20日生) | 昭和54年4月 (株)富士銀行(現(株)みずほ銀<br>行)入行<br>平成17年4月 同行梅田支店長<br>平成20年4月 同行執行役員支店部長<br>平成21年4月 同行常務執行役員<br>平成23年4月 当社常勤顧問<br>平成23年5月 当社常務執行役員管理部<br>長(現任)                                       | 0株             |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                           | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                              | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|-----------|-----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 6         | たんとうらい<br>唐 東 雷<br>(昭和37年11月27日生)       | 平成4年7月 (株)東京精密入社<br>平成17年11月 当社理事中国室長 兼 津上精密机床(浙江)有限公司 董事兼総経理<br>平成21年4月 当社執行役員上海事務所長兼津上精密机床(浙江)有限公司 董事兼総経理<br>平成22年4月 当社常務執行役員中国事業担当 兼 津上精密机床(浙江)有限公司 副董事長兼総経理<br>平成22年6月 当社取締役常務執行役員中国事業担当 兼 津上精密机床(浙江)有限公司 副董事長兼総経理(現任) | 0株                |
| 7         | なか がわ たけ お<br>中 川 威 雄<br>(昭和13年10月12日生) | 平成11年5月 東京大学名誉教授(現任)<br>平成12年10月 ファインテック(株)代表取締役社長(現任)<br>平成14年6月 日本ピラー工業(株)取締役(現任)<br>平成19年6月 ファナック(株)監査役(現任)<br>平成20年6月 当社取締役(現任)                                                                                        | 20千株              |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                        | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                          | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|-----------|--------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 8         | しま だ くにお<br>島 田 邦 雄<br>(昭和34年8月16日生) | 昭和61年4月 弁護士登録(現任)<br>岩田合同法律事務所弁<br>護士<br>平成3年10月 ニューヨーク州弁護士登<br>録<br>平成12年6月 みずほ債権回収(株)常務取<br>締役(現任)<br>平成22年7月 島田法律事務所代表パー<br>トナー(現任) | 0株                |

- (注) 1. 中川威雄氏と島田邦雄氏は、社外取締役候補者であります。
2. 候補者中川威雄氏と島田邦雄氏は、東京証券取引所へ独立役員として届出しております。
3. 中川威雄氏および島田邦雄氏を社外取締役として選任をお願いいたしますのは、高い見識と豊富な実務経験を有しており、当社の経営に大所高所からアドバイスをいただけるものと判断したためであります。
4. 中川威雄氏は、ファインテック株式会社の代表取締役社長を兼務し、当社は同社との間に製品販売等の取引関係があります。  
その他の取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
5. 中川威雄氏および島田邦雄氏が取締役に選任されました場合、当社は候補者両氏と責任限定契約を締結する予定であります。当該責任限定契約につきましては、当社定款第27条において「当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。」旨定めております。

### 第3号議案 監査役2名選任の件

本株主総会終結の時をもって、監査役 大宮郁士氏および太田邦正氏が退任いたしますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。監査役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                       | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                           | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------|------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1     | ほんまとしお<br>本間利雄<br>(昭和27年8月2日生)     | 昭和50年4月 (株)北越銀行入行<br>平成14年4月 同社長岡新産支店長<br>平成18年4月 同社直江津支店長<br>平成20年4月 当社常務執行役員管理部長<br>平成21年6月 当社取締役常務執行役員管理部長<br>平成23年5月 当社取締役常勤顧問(現任)              | 0株             |
| 2     | きむらりゅういち<br>木村龍一<br>(昭和37年12月30日生) | 昭和61年4月 (株)東京精密入社<br>平成17年3月 同社半導体会社執行役員営業部東京営業所長兼大阪営業所長<br>平成17年6月 同社取締役(現任)<br>平成19年4月 同社半導体会社執行役員常務営業部東京営業所長兼大阪営業所長<br>平成19年8月 同社半導体会社執行役員社長(現任) | 0株             |

(注) 1. 木村龍一氏は、社外監査役候補者であります。

2. 木村龍一氏を社外監査役として選任をお願いいたしますのは、高い見識と豊富な実務経験で培われた実力を活かし、監査機能を発揮していただけるものと判断したためであります。
3. 木村龍一氏は、株式会社東京精密の取締役半導体社執行役員社長を兼務し、当社は同社との間に製品販売の取引関係があります。
4. 当社は、木村龍一氏の監査役選任が承認されました場合、候補者と責任限定契約を締結する予定であります。当該責任限定契約につきましては、当社定款第35条において「当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。」旨を定めております。

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

常勤監査役に事故ある場合等に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠監査役選任の効力は、その就任前に限り、取締役会の決議によりその選任を取り消しすることができるものといたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。補欠監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                           | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                       | 所有する<br>当社の株式数 |
|----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| お やなぎ とし かず<br>小 柳 敏 一<br>(昭和30年7月1日生) | 昭和54年4月 (株)北越銀行入行<br>平成18年4月 同行新発田西支店長<br>平成20年4月 同行村上支店長<br>平成22年4月 同行東京事務所長<br>平成23年4月 当社常勤顧問<br>平成23年5月 当社常勤顧問管理部付部長<br>(現任) | 0株             |

(注) 候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。

**第5号議案** 当社執行役員およびこれに準ずる使用人に対して、特に有利な条件により株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社執行役員およびこれに準ずる使用人に対して、株式報酬型ストックオプションとして特に有利な条件により発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社は、当社の株価や業績との連動性をより高め、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主と共有することにより、株価上昇および業績向上への意欲や士気を高めることを目的として、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 本株主総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容および数の上限

(1) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限  
下記(3)に定める内容の新株予約権100個を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式100,000株を上限とし、下記(3)①により対象株式数（以下に定義する。）が調整された場合は、調整後対象株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

(2) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

(3) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

①新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「対象株式数」という。）は1,000株とする。

ただし、本株主総会における決議の日（以下、「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、対象株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後対象株式数＝調整前対象株式数×株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、決議日後、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。

- ②新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに対象株式数を乗じた金額とする。
- ③新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権を割り当てる日の翌日から20年以内とする。
- ④新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
- i 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
  - ii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i記載の資本金等増加限度額から上記iに定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑤譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑥新株予約権の取得条項  
当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- ⑦新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め  
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- ⑧その他新株予約権の行使の条件
- i 新株予約権者は、上記③の期間内において、原則として当社の取締役、監査役、執行役員およびこれに準ずる使用人のいずれの地位をも喪失したときに限り、新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日から7営業日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
  - ii その他の新株予約権行使の条件については、取締役会において定めるものとする。

**第6号議案** 当社使用人および当社子会社の取締役に対して、特に有利な条件により  
ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取  
締役に委任する件

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社使用人および当社子会社の取締役に対して、ストックオプションとして特に有利な条件により発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の連結業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めることを目的とし、当社使用人および当社子会社の取締役に対して新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 本株主総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容および数の上限

(1) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限  
下記(3)に定める内容の新株予約権350個を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式350,000株を上限とし、下記(3)①により対象株式数(以下に定義する。)が調整された場合は、調整後対象株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

(2) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

(3) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

①新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「対象株式数」という。)は1,000株とする。

ただし、本株主総会における決議の日(以下、「決議日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、対象株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後対象株式数＝調整前対象株式数×株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、決議日後、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。

## ②新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に対象株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）または割当日の前日の終値（当日に終値がない場合はそれに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株式へ配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当てまたは配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

## ③新株予約権を行使することができる期間

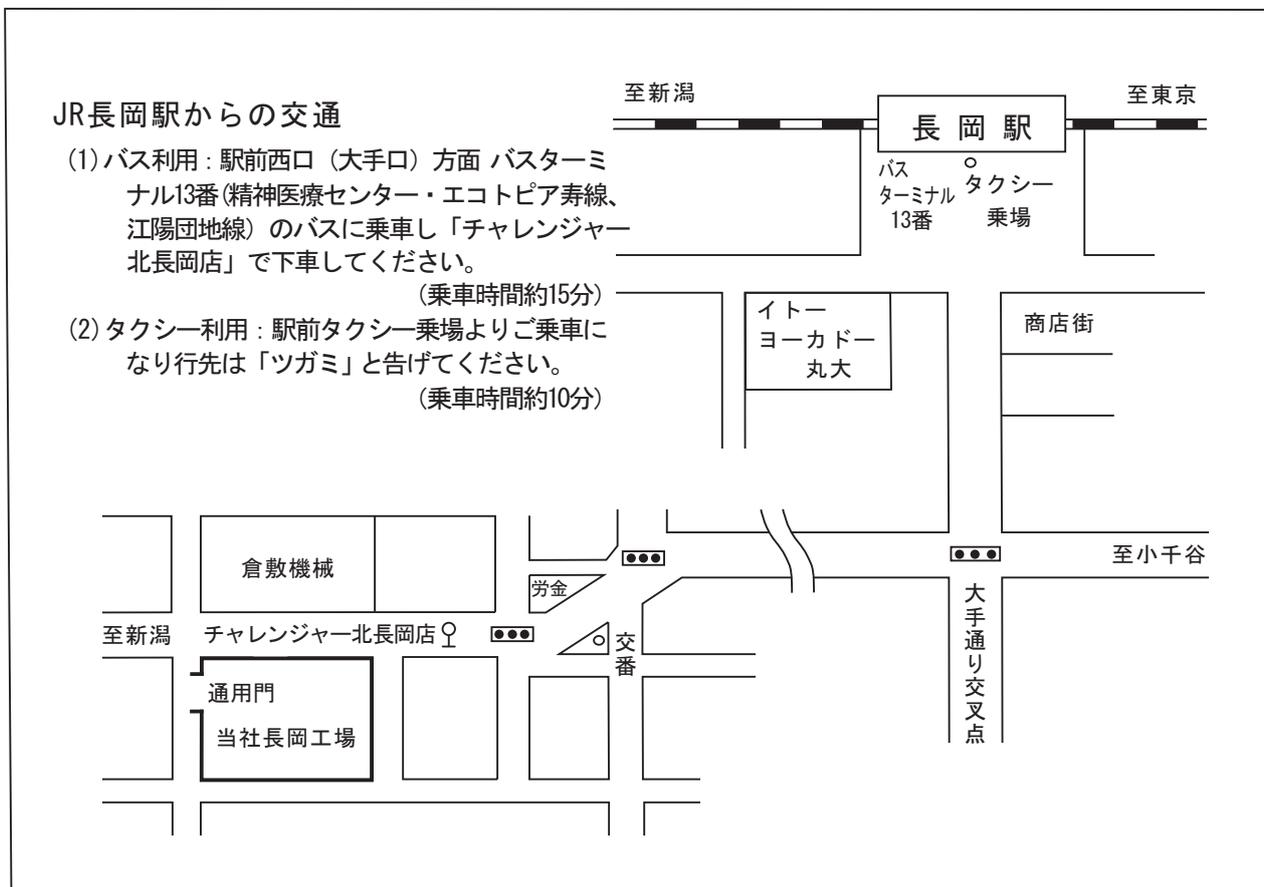
割当日の翌日から2年を経過した日から3年間までとする。

- ④新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
- i 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
  - ii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 i 記載の資本金等増加限度額から上記 i に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑤譲渡による新株予約権の取得の制限
- 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑥新株予約権の取得条項
- 当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- ⑦新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め
- 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- ⑧その他の新株予約権の行使の条件については、当社取締役会決議およびこれに基づき新株予約権付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

新潟県長岡市東蔵王1丁目1番1号 (株)ツガミ長岡工場会議室  
電話 0258(35)0850(代)



※通用門よりご来場ください。